

議案第205号

福岡市市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税等に係る特例割合を定めるとともに、新規取得した軽四輪車等に係る軽自動車税を環境性能に応じて軽減するグリーン化特例の導入及び国税における改正を踏まえた地方税の猶予制度の見直しに伴う所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市市税条例等の一部を改正する条例

(福岡市市税条例の一部改正)

第1条 福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付等)

第6条の2 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次条第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)について準用する。

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度，種類，納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し，又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については，これらの規定にかかわらず，法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において，当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは，添付することを要しない。

6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は，同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

（職権による換価の猶予の手続等）

第6条の4 第6条の2の規定は，法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び第6条の6において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において，第6条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）」と，「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 市長は，職権による換価の猶予をする場合において，必要があると認めるときは，滞納者に対し，前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出を求めることができる。

3 前項の規定は，法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第6条の5 第6条の2の規定は，法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下こ

の条及び次条において「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、第6条の2第1項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第6条の3第4項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 前項第3号に掲げる事項

4 第6条の3第6項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。

(担保の徴取)

第6条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第15条第2項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

第23条の4第1項第3号中「第2条の3の6各号」を「第2条の3の6第1項各号」に

改め、同条第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第11条中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第27条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第27条に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第60条の規定の適

用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（福岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第32条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改

め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1項第4号中「附則に1条を加える改正規定」を「附則第32条の改正規定」に改める。

附則第10項及び第11項中「附則第32条」を「附則第32条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第1条中福岡市市税条例第23条の4第1項第3号及び第4項の改正規定 平成28年1月1日

- (3) 第1条中福岡市市税条例第6条の次に5条を加える改正規定並びに同条例第15条第2項及び附則第11条の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定（平成28年4月1日（徴収猶予，職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する適用区分）
- 2 第1条の規定による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2，第6条の3及び第6条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は，前項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し，同日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については，なお従前の例による。
- 3 新条例第6条の4及び第6条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は，附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し，同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については，なお従前の例による。
- 4 新条例第6条の5及び第6条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は，附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に28年新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。
（固定資産税に関する適用区分）
- 5 新条例附則第27条第5項の規定は，平成27年4月1日以後に取得された改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第27条第6項の規定は，平成27年4月1日以後に取得された新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第27条第7項の規定は，平成27年4月1日以後に取得された新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第27条第10項の規定は，平成27年4月1日以後に新築された新法附則第15条

の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する適用区分)

9 新条例附則第32条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。